

クラブ員各位

特定非営利活動法人
新宮ライフセービングクラブ
理事長 田原 幸佑

緊急事態宣言の解除に伴う活動方針について（通知）

「緊急事態宣言の延長に伴う活動方針について」（令和 2 年 5 月 4 日付け新宮 LC 第 5 号）により、すべての外出を伴う活動を休止及び制限させていただいているところですが、昨日、福岡県にあっては緊急事態宣言が解除されたことに伴って、下記の通り活動方針を通知いたします。

引き続き、命を守るライフセーバーの皆様は、率先して不要不急の外出や「3つの密」を極力避けるとともに、「新しい生活様式」の実践に努めていただければと存じます。

本通知方針の期限は、次の通知発出までとします。

記

- ・すべての外出を伴う活動の休止及び制限は、解除します。
- ・今後は、他都道府県への往来を伴う活動のみ、原則として休止及び制限を継続します。
- ・JLA アカデミーについては、日本ライフセービング協会の方針に従い別途個別に可否判断をします。
- ・各個別の事業については以下を参考に活動を再開します。

| 事業 | 活動方針 |
|------------|-----------------------------|
| 海練 | 推奨 |
| プール練 | 推奨（施設の感染防止対策に従う） |
| ビーチクリーン | 推奨 |
| 夏季パトロール | これから関係機関と調整 |
| ジュニア | 感染防止対策に充分配慮して実施 |
| JLA アカデミー | 個別に可否判断（現時点では予定なし） |
| 懇親会等 | 感染防止対策に充分配慮して実施 |
| 会議等 | 感染防止対策に充分配慮して実施（オンラインなども活用） |
| その他の事務 | 感染防止対策に充分配慮して実施 |
| 他の都道府県での活動 | 休止及び制限 |

※ 医療従事者、介護従事者、消防吏員など、より一層の感染防止対策が重要となる職業の方は、各自において出欠の判断をお願いします。

※ 新宮 LC 第 3 号～第 5 号通知は廃止します。

以 上